

後期高齢者医療制度の窓口負担割合について

後期高齢者医療被保険者の医療機関での自己負担割合は、令和4年10月から新たに2割負担が追加され、所得に応じた1割〜3割の負担区分となりました。

令和5年8月から令和6年7月までの自己負担割合は、令和5年度住民税課税所得（令和4年中の収入）に基づき、世帯単位で判定をしています。割合の判定基準は表のとおりです。

【自己負担割合見直しの背景】

後期高齢者の医療費の財源構成は、被保険者が窓口で支払う負担分を除き、5割が公費、4割が現役世代の負担（支援金）、1割が被保険者の保険料となっています。令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、今後さらに医療費の増大が見込まれていることから、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来に

つないでいくためのものとして、昨年、負担割合の見直しが行われました。

【高額療養費（配慮措置）について】

自己負担割合が追加されたことに伴い、2割負担対

象者の急激な自己負担割合の増加を抑えるため、配慮措置が行われています。この配慮措置は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、外来での医療費の負担増加額の

上限を1か月あたり最大3000円までとし、上限額を超えて支払った金額は高額療養費として支給されます。

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182

判断基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が被保険者1人の場合は200万円以上（2人以上の場合は320万円以上）	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所がいずれも28万円未満の場合、または、上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

年金のお知らせ

◇国民年金保険料の後払い（追納）をお勧めします！

高齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

*納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給期間として計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追

納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

ぜひ、追納を行っていたことをお勧めします。

なお、追納ができるのは追納が承認された月の10年以内の免除等期間に限られます。

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付していただきます。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎ 30-3410

腰痛、肩こり、のぼせ、耳鳴り、食欲不振、頻尿、不眠、片頭痛、膝痛、更年期障害など体調不良な方、ご相談下さい。

☆各種保険取扱 ☆往診可
☆医療保険（1割負担）1,500円
☎ 090-7723-4095

ヨシダ鍼灸院 古里駅そば
毎週火、木